

令和 5 年 11 月 24 日
厚生労働省

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく「令和 6 年、7 年及び 8 年就労条件総合調査の実査に係る業務一式」について、下記により契約を締結いたしました。

記

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

東京都荒川区西日暮里 2-40-10
株式会社サーベイリサーチセンター
代表取締役 藤澤 士朗

2 契約金額

68,970,000 円（税込）

3 業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 業務の詳細な内容

業務内容は次のア～コ及び「令和 6 年、7 年及び 8 年就労条件総合調査の実査に係る業務」の入札説明書の別添「就労条件総合調査における民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）のとおりである。

ア 電子調査票（オンライン調査用）の作成

イ 調査関係用品の印刷

ウ 調査関係用品の配付（封入・封緘を含む。）及び電子調査票のシステム環境への搭載

エ 調査票の回収・受付

オ 問合せ・苦情対応

カ 督促

キ 調査関係用品の再配付

ク 審査

ケ 調査票のデータ入力

コ 調査対象企業名簿修正

(2) 業務実施に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たり、調査客体に対する迅速な対応、有効回答率の維持・

向上、回収した調査票の適切な審査、未記入・誤記入項目の解消のための適切な疑義照会、正確なデータ入力が求められる。調査結果の質を確保するため、下記の対応を行う。

ア スケジュールの遵守

本業務の実施に当たり、業務内容の工程ごとに受託事業者が策定し、令和5年10月13日(令和7年調査は令和6年10月15日、令和8年調査は令和7年10月15日)までに厚生労働省と調整した作業方針、スケジュールに沿って確実に業務を実施する。

イ 問合せ・苦情対応

問合せ・苦情対応においては、調査票の記入等に関する照会等があった場合に、厚生労働省が貸与する照会対応事例集に沿って対応する。

ウ 有効回答率の達成

下記表の有効回答率を達成する。有効回答率とは、有効回答(=個票審査要領の基準を満たした調査票)数を調査客体数で除した値をいう。

<有効回答率>

有効回答率		達成目標
全体		61.1%
企業規模別	5,000人以上	53.1%
	1,000人~4,999人	54.8%
	300人~999人	61.0%
	100人~299人	64.5%
	30人~99人	64.0%

エ オンライン調査の回答率

オンライン調査での回答率(回収した全ての調査票のうちオンライン調査で回収した調査票の割合)について、50%以上となるよう、受託事業者は、厚生労働省と十分連携し、努力する。

エ 審査

審査においては、厚生労働省が貸与する個票審査要領に基づき、回収した調査票の審査を行い、未記入又は誤記入のあった項目については、調査客体に疑義照会し、調査票の記入訂正を行う。また、調査客体への疑義照会における未完了率(全照会件数のうち、照会未完了件数の割合をいう。なお、照会未完了とは未照会及び照会中をいう。)は、令和3年度(令和4年調査)調査の実績値以下となるよう、受託事業者は、厚生労働省と十分連携し、努力するものとする。

4 実施期間

令和5年9月1日から令和8年3月31日まで

5 受託事業者が厚生労働省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置 その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために、本契約により受託事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告

受託事業者は、実施要項8(1)に記載する報告を行う。

(2) 調査

厚生労働省は、本業務の履行状況を監督するため、実施要項8(2)に記載する履行開始時の立入検査や報告の結果等に基づく立入検査等を行う。

(3) 指示

厚生労働省は、受託事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2)の結果等により必要があると認めるときは、受託事業者に対して、必要な措置をとるべきことを指示する。

(4) 秘密の保持

受託事業者は、本業務に関して厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受託事業者（シによる再委託を行った場合は、その再委託事業者を含む）及び本業務に従事する者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）（以下「法」という。）第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

この契約が終了した後についても同様とする。

(5) 契約に基づき受託事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(ア) 受託事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。なお、本業務は(2)を行う観点から日本国内において実施すること。

(イ) 受託事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(ア) 受託事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

(イ) 受託事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の

有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

受託事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

(ア) 受託事業者及び本業務に従事する者は、「厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室」や「就労条件総合調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う他の事業の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う他の事業が本調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(イ) 受託事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う他の事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

受託事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類

受託事業者は、実施年ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、それぞれ翌年度より5年間保管しなければならない。また、保管期間終了後は破砕等を行い判別不可能な状態で速やかに廃棄し、厚生労働省にその旨報告しなければならない。

キ 権利義務の帰属

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受託事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

ク 権利の譲渡の禁止

受託事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ケ 契約によらない自らの事業に関する禁止事項

受託事業者は、厚生労働省の許可を得ることなく自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（厚生労働省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業に、本業務に係り貸与・作成・報告・更新されるドキュメント類等を用いてはならない。

コ 取得した個人情報の利用の禁止

受託事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

サ 実施状況の報告

受託事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

シ 再委託

- (ア) 受託事業者は、本業務の実施に当たり、受託事業者以外の事業者（受託事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 受託事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先に委託する業務、再委託先の名称、住所・連絡先、再委託を行うことの合理性及び必然性、再委託先の業務履行能力等）について記載し、本契約締結後において、厚生労働省の承認を受けなければならない。
- (ウ) 受託事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、上記（イ）の再委託に関する事項を明らかにした上で厚生労働省の承認を受けなければならない。
- (エ) 業務における総合的な企画及び判断ならびに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (オ) 契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とする。
- (カ) 受託事業者は、上記（イ）又は（ウ）により再委託を行う場合には、受託事業者が厚生労働省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、（4）及び本項（（5））に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (キ) 上記（イ）から（カ）に基づき、受託事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、全て受託事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、受託事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託事業者が責任を負うものとする。
- (ク) 受託事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

ス 委託内容の変更

厚生労働省及び受託事業者は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

セ 契約の解除等

厚生労働省は、受託事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき
- (イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- (ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

ソ 契約解除時の取扱い

(ア) 契約解除時の請負報酬の支払

上記セに該当し、契約を解除した場合には、厚生労働省は受託事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

(イ) 契約解除時の違約金と本業務の完了

上記セに該当し、契約を解除した場合、受託事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記（ア）の請負報酬を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに納付するとともに、厚生労働省との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ウ) 延滞金

厚生労働省は、受託事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 3 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 損害賠償

厚生労働省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、厚生労働省から受託事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

タ 不可抗力免責

受託事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該責任を負わないものとする。

チ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託事業者と厚生労働省とが協議する。

ツ 著作権

- (ア) 本件に係り貸与・作成・報告・更新されるドキュメント類等の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む）は、受託事業者が本件の従前より権利を保有してきた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、厚生労働省が所有する現有資産の移行により発生した権利を含めて、すべて厚生労働省に帰属するものとする。
- (イ) 本件に係り発生した権利については、受託事業者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (ウ) 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託事業者は原著作権の著作者としての権利を行使しないものとする。
- (エ) 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託事業者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に厚生労働省へ報告し、承認を得ること。
- (オ) 納入成果物等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、厚生労働省が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- (カ) 本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰す場合を除き、受託事業者の責任、負担において一切処理すること。この場合、厚生労働省は係る紛争の事実を知ったときは受託事業者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託事業者に委ねる等の協力措置を講ずる。

(6) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、受託事業者は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）その他関係法令を遵守するものとする。特に、統計法は第 41 条において、調査客体の秘密は保護されなければならないと定めており、受託事業者はそのための措置を講ずること。

6 受託事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該受託事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

- (1) 本契約を履行するに当たり、受託事業者等が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところに

よるものとする。

ア 受託事業者に対する求償

厚生労働省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は受託事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 厚生労働省に対する求償

受託事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受託事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 受託事業者が本契約に違反したことによって、又は受託事業者等が故意若しくは過失によって厚生労働省に損害を与えたときは、受託事業者は、厚生労働省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- (3) 受託事業者は、受託事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める業務を各年度の業務終了時までに行うことができないときは、遅延賠償金として、各年度の業務終了時の翌日から起算した遅延日数に応じ、1 日について契約金額に対し年 1000 分の 30 に相当する金額を厚生労働省の指定する期間内に納付しなければならない。

7 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

(1) 実施体制

統括責任者・管理責任者が業務全体の進捗等の管理・監視を行い、作業責任者・作業副責任者（2 名）が実務にあたる。

(2) 実施方法の概要

就労条件総合調査における電子調査票（オンライン調査用）の作成、調査関係用品の印刷、同用品の配布（封入・封緘を含む。）、電子調査票のシステム環境への搭載、調査票の回収・受付、問合せ・苦情対応、督促、調査関係用品の再配布、審査、調査票のデータ入力、調査対象企業名簿修正等に係る業務を行う。